

飼料添加物「硫酸コリスチン」の指定取消しについて

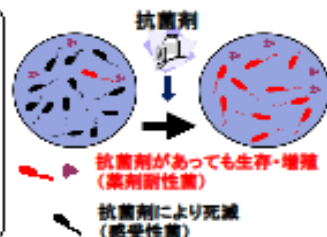
—薬剤耐性対策を進めるため、抗菌性飼料添加物の指定を見直ししていきます—

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

耐性菌とは？

薬剤耐性菌とは、「抗菌剤が効かない細菌」のことです。抗菌剤の使いすぎなどにより増加し、人や動物の治療を困難にします。

この問題は国際的な重要課題となっており、わが国は平成28年4月に今後5年間に取り組むべき対策をまとめた行動計画（アクションプラン）を決定しました。



薬剤耐性問題と畜産との関わりは？

抗菌剤は動物用医薬品のほか、家畜の増体や飼料効率の向上のために飼料に混ぜて与える飼料添加物として、使用されています。

家畜への抗菌剤の使用により増加した薬剤耐性菌が、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して、人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。

コリスチンとは？

畜産分野ではコリスチンは、飼料添加物として「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進」のため、動物用医薬品として、豚（4月齢以下）及び牛（6月齢以下）の細菌性下痢症の治療に使用されています。

平成29年1月、食品安全委員会は硫酸コリスチンの飼料添加物としての利用は人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあると評価しました。

飼料添加物に関するリスク管理措置

飼料添加物としての抗菌剤についても、できるだけ限定的に使用するとともに、人の健康に悪影響を及ぼすおそれのあるものは使わないことが必要です。

農林水産省は、食品安全委員会のリスク評価において人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあるとされた抗菌剤については、飼料添加物としての指定を取消すことを決定しました。

そのため、人の健康に悪影響があると評価されたコリスチンの飼料添加物としての指定を取消し、使用を禁止します（平成30年7月1日予定）。

また、コリスチンの使用を禁止した時に農家段階でコリスチン添加飼料が残らないよう、販売店や農家での在庫を使い切るように、飼料工場での製造を前倒して中止することを要請（通知）しました。

コリスチンの使用禁止後、コリスチンを飼料添加物として含有する飼料を使用すると飼料安全法違反となりますので、ご注意ください。



国産畜産物に対する消費者の皆様への信頼に応え、また家畜に対する抗菌剤の有効性を確保するため、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

詳細は、農林水産省HPに掲載しています。

農林水産省 飼料安全

検索

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/index.html>

